

メディカルホーム荒子 利用契約書

ご利用者_____を甲とし、事業者 医療法人純正会を乙とし、
下記のとおり特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護利用契約を
締結します。

第1条 （目的）

乙は、介護保険法関係法令の定めるところにより、甲に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条 （被保険者）

- 1 甲の契約日時点における要支援状態区分、要介護状態区分は_____です。
- 2 甲の要支援認定、要介護認定の有効期間は、令和 年 月 日から
令和 年 月 日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記の通りです。

--

（意見の記載のない場合は、斜線を引く）

第3条 （事業者）

当施設は、介護保険法令に基づき、愛知県知事の指定を受けた指定介護予防特定施設入居者生活介護、指定特定施設入居者生活介護（以下、「指定特定施設等」という）事業者です。

当施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条 （運営規程）

乙は、指定特定施設等において、以下に掲げる重要事項に関する規定（以下「運営規程」という）を定めます。

- 1 事業の目的
- 2 運営の方針
- 3 事業所の名称等
- 4 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 5 入居定員及び居室数
- 6 指定特定施設入居者生活介護等の内容

- 7 特定施設サービス計画
- 8 指定特定施設入居者生活介護等の利用料その他の費用の額
- 9 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- 10 施設の利用にあたっての留意事項
- 11 緊急時等における対応方法
- 12 損害賠償
- 13 非常災害対策
- 14 衛生管理等
- 15 苦情処理
- 16 個人情報保護の保護
- 17 秘密の保持
- 18 身体拘束
- 19 その他運営に関する留意事項

第5条 （契約期間と更新）

- 1 この利用契約の契約期間は 令和 年 月 日 から第2条に記載した要介護認定有効期間とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要支援状態区分、要介護状態区分の変更の認定を受け、要支援認定、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要支援、要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約満了日の30日以上前までに甲から契約解除の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から、更新後の要支援状態区分、要介護状態区分の変更の認定を受け、要支援、要介護認定有効期間満了日が更新された場合は、変更後の要支援、要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第6条 （特定施設サービス計画の作成・変更）

- 1 乙は、重要事項説明書に記載した計画作成担当者に、甲のための介護予防特定サービス計画又は特定施設サービス計画（以下、「特定施設等サービス計画」という）を作成する業務を担当させ（以下、計画作成担当者という）、計画作成担当者が本条項に定める職務に誠意を持って遂行するよう責任をもって指導・監督します。
- 2 計画作成担当者は、本契約締結後、速やかに特定施設等サービス計画の作成に着手します。
- 3 計画作成担当者は、適切な方法により把握した、甲の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて甲が自立した生活を送ることが出来るよう支援する上で解決

すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、その達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画等原案を作成します。

- 4 計画作成担当者は、特定施設等サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設等サービス計画の状況の把握を行い、必要に応じて特定施設等サービス計画の変更をします。
- 5 甲は計画作成担当者に対し、いつでも特定施設等サービス計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要のないとき及び甲の不利益となる場合を除き、甲の希望に沿うように特定施設等サービス計画の変更を行います。
- 6 計画作成担当者は、特定施設等サービス計画原案を作成し、また、同計画を変更した場合には、甲（甲の代行者を含む）に対し、特定施設サービス原案また、変更された特定施設等サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

第7条 （介護サービスの内容及びその提供）

- 1 乙は、前条により作成される特定施設等サービス計画等に基づき各種サービスを提供します。各種サービスの内容は「重要事項説明書」のとおりです。
- 2 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努めます。
- 3 甲は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。
 - ①入浴、排泄、食事、着替え等の介護その他生活上の世話
 - ②機能回復訓練
 - ③健康管理
 - ④相談、援助
- 4 甲は、介護保険給付対象外サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。
 - ①おむつの提供
 - ②洗濯等の家事
 - ③理美容
 - ④買い物、役所手続きの代行
 - ⑤医師の往診
 - ⑥個別外出レクリエーション
 - ⑦その他生活サービス
- 6 乙は、本条の各種サービスの提供に当たり、甲（甲の代行者を含む）から求められた時には、各種サービスの提供方法、費用について説明をします。

- 7 乙は、甲または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限しません。
- 8 乙は、甲が乙の提供する介護保険給付対象外サービスに代えて、乙以外のものが提供するサービスを利用することを妨げません。
- 9 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その甲の利用状況等を把握するようにします。

第8条 （計画作成までのサービス）

乙は甲に対し、本契約締結後第6条の計画書が作成されるまでの間、甲がその有する能力に応じた自律した日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスの提供をします。

第9条 （業務の委託）

乙は、甲に提供するサービス業務の一部を乙の指定する業務について委託することができます。

委託する業務の内容並びに委託業者については、「重要事項説明書」のとおりです。

第10条 （介護の場所）

- 1 乙は甲に対し、より適切な介護等のために必要と判断する場合に、本契約に基づくサービスの提供場所を施設内において変更することがあります。
- 2 前項の必要性の判断は、甲の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。なお、緊急の場合で医師の意見を事前に求めることができなかったときは、事後速やかに医師の意見を聞き、適切な措置を執ります。
- 3 乙は第1項の判断に際し、甲の意思を確認し、もしくは身元引受人の意見を聞くこととします。

第11条 （健康管理）

- 1 乙は、甲の健康状態に留意しつつ、乙が別途定める健康管理基準に従い、看護職員による健康相談及び健康診査を実施し、甲の健康を維持します。
- 2 乙は、甲が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合には、乙の協力医療機関、甲の主治医または、乙の施設において必要な治療等が受けられるよう、医療機関との連絡、紹介等の協力をします。
- 3 乙は、甲が急に身体等の具合が悪くなった場合は、的確かつ迅速に応急処置をなし、状況により、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。

第 12 条 （相談及び援助）

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、甲及び甲に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

第 13 条 （利用料の支払い）

- 1 甲は乙に対し、特定施設等サービス計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス並びに、各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 甲は、甲が乙に支払うべき特定施設入居者生活介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、乙が甲に代わって市町村より支払いを受けることに同意します（以下法定代理受領サービスという）。
- 3 乙は、甲に対し、当月分の利用料等の請求書を翌月 15 日までに送付します。
請求書には、甲が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を明記します。
- 4 甲は乙に対し、当月の利用料等を、乙の指定する方法により支払います。
- 5 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、領収証を発行します。
領収証には、乙が提供した各種サービス毎の介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

第 14 条 （保険給付の請求のための証明書の交付）

乙は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払いを受けたときは、甲に対し、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第 15 条 （介護サービスの記録）

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に際し作成した記録を、完了日から 5 年間保存します。
- 2 甲または甲の家族は乙に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に際し、乙は謄写請求者に対し、実費相当額を請求することが出来ます。

第 16 条 （施設利用上の注意事項）

甲は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 1 甲は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、

乙及びサービス従事者の居室内立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、乙は入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 2 甲は、居室及び乙の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により原状回復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第 17 条（禁止又は制限される行為）

甲は、施設の利用にあたり、次の掲げる行為を行うことはできません。

- 1 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること
- 2 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること
- 3 排水管その他を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- 4 テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること
- 5 居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用部及び施設内に物品を置くこと
- 6 居室に造作、模様替え、工作物を設置すること
- 7 施設内において営利目的、宗教的目的、及びその他施設利用以外の目的による勧誘、販売、宣伝、広告等の活動を行うこと
- 8 居室の転貸、他者を住ませること
- 9 動植物の飼育
- 10 喫煙、飲酒

甲が前各号に違反し、乙又は他の入居者等の第三者に損害を与えた場合、乙又は当該第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。

第 18 条（サービスの一時停止）

乙は、甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく 1 ヶ月滞納した場合、甲に対して 2 週間以内に支払うよう催告したにもかかわらず、右期間内に全額の支払いがないときは、甲の生命・身体に支障ない場合に限り、介護サービスを一時停止することがあります。

第 19 条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- 1 甲が死亡した場合
- 2 甲が第 20 条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した場合
- 3 乙が第 21 条に基づき解除を通告し、予告期間を満了した場合

- 4 甲が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった場合
- 5 甲と乙の間で、施設利用契約が終了した場合
- 6 乙が事業中止または休止した場合

第 20 条 （甲の契約解除）

甲は乙に対し、いつでも 30 日間の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第 21 条 （乙の契約解除）

乙は甲に対し、月払いの利用料が 1 カ月以上滞った場合、1 カ月以上の入院が見込まれる場合、他の入居者又は職員の生命や安全に危害を及ぼすおそれがある場合、60 日間の予告期間において、この契約を解除することができます。

第 22 条 （入院に係る取り扱い）

甲は入院期間中、居室を確保する場合、入院期間中も引き続き当該居室の家賃・管理費を乙に支払うものとします。

第 23 条 （明け渡し及び原状回復）

甲は、本契約が終了した場合、直ちに居室を明け渡すものとします。甲は居室明け渡しの場合、通常の使用に伴い生じた居室の消耗を除き、原状回復することとします。

第 24 条 （精算）

- 1 本契約が終了・解除される場合において、甲はすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 16 条第 1 項(施設利用上の注意事項)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 甲は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(家賃・管理費)を乙に支払うものとします。
- 3 1 カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第 25 条 （残置物の引き取り等）

- 1 乙は、本契約が終了した後、契約者の残置物がある場合には、甲にその旨連絡するものとします。
- 2 甲は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、

甲は特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに乙にその旨連絡するものとします。

- 3 乙は前項但書の場合を除いて、甲が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を破棄処分いたします。その破棄に係る費用は甲の負担とします。

第 26 条 （損害賠償）

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、甲に対して損害を賠償します。但し、甲に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
- 2 乙は、事故の状況及びその処置等について記録を残します。

第 27 条 （緊急時の対応）

乙は、甲が急に身体等の具合が悪くなった場合その他必要な場合は、的確かつ迅速に応急処置をなし、状況により、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられる等必要な措置をします。

第 28 条 （身元引受人）

身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯し履行する責任を負います。

第 29 条 （秘密保持）

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中知り得た甲、甲の家族又は身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を、身元引受人の個人情報を用いる場合には身元引受人の同意を、各々あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において甲、甲の家族又は身元引受人の個人情報を用いませぬ。
- 4 乙及び乙の従業員は、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲、甲の家族、ないしは身元引受人の同意を得ることなく、甲、甲の家族、ないしは身元引受人の個人情報を使用することがあります。
 - (1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第 7 条、第 21 条 1 項ないし 3 項及び 6 項により守秘義務が免除されるとき。

- (2) 甲について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、甲の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき。

第30条 （苦情処理）

- 1 甲、甲の家族または身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の利用者からの苦情に対応する窓口等に苦情を申し立てることができます。その場合、乙は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 2 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。
- 3 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対して何らの差別待遇もいたしません。

第31条 （合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、乙の所在する地区を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第32条 （契約の定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、乙及び甲の身元引受人が協議の上、誠意を持って解決するものとします。

以上の契約の証として本契約書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

ご利用者(甲)	私は、以上の契約の内容につき説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約の定めるところに従い、貴施設において、各種サービスを利用することを申し込みます。			
	住所			
	氏名	印		
	電話番号		携帯電話	
署名代行者	私は、下記の理由により、利用者に代わって、上記の署名を行いました。 理由 () 私は、利用者の契約意思を確認しました。			
	住所			
	氏名	印	続柄	
身元引受人	私は、以上契約の内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人としての責任について理解しました。			
	住所			
	氏名	印	続柄	
	電話番号		携帯電話	
事業者(乙)	当事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業者として甲の申し込みを受諾し、ここに定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。			
	所在地	名古屋市中川区荒子二丁目 4 0 番地		
	名称	医療法人 純正会		
	代表者名	理事長 山本 俊勇 印		